

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業費（交差点改良工事）					
地区名	主要地方道 多治見犬山線					
事業箇所	犬山市大字羽黒					
事業のあらまし	本路線は、岐阜県多治見市から愛知県犬山市を結ぶ幹線道路であり、平日の朝夕の通勤時はもちろんのこと休日の交通量も多く、右折車による渋滞区間を横断する歩行者の接触事故等も発生している。交差する市道は犬山市の東部を縦貫する幹線道路であることや、近接する「犬山高根洞工業団地」の企業立地により交通渋滞が発生している。このため、右折帯及び歩道を整備し、歩行者の安全を確保や渋滞の解消及び交通事故の減少を図るものである。					
事業目標	【達成（主要）目標】 ・歩行者及び自転車の安全性の確保 ・死傷事故件数の削減 【副次目標】 ー					
事業費	事業費		内訳			
	3.18 億円		■工事費 0.86 億円、■用補費 2.17 億円、■その他 0.15 億円			
事業期間	採択年度	平成 21 年度	着工年度	平成 15 年度	完成年度	平成 23 年度
事業内容	工事延長 L=460m、交差点改良工事 ・地盤改良工、排水構造物工、舗装工、区画線工、防護柵工					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 ・交差点改良の実施により渋滞が解消され、歩行者が渋滞区間を横断する状況が改善された。 【達成状況に対する評価】 ・交差点改良がされたことにより、渋滞が解消され交通の円滑化が図られ、歩行者が安全に通行できるようになり、目標は達成された。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 ー 【達成状況に対する評価】 ー				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	初期の事業目的を達成し、改善効果を発揮していることから今後の事後評価は必要ない。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目的を達成しているため、改善の措置は必要ない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工プロセスにより施工しているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					